

君津富津広域下水道組合最低制限価格制度実施要領

平成31年4月15日制定

令和2年4月15日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、君津富津広域下水道組合が発注する建設工事又は製造の請負に係る競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）及び君津富津広域下水道組合財務規則（平成5年3月31日規則第2号）第126条第1項（同規則第136条において準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格の設定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2条 最低制限価格は、1件の設計金額が500万円を超え3,000万円未満の建設工事又は製造の請負を競争入札により契約締結しようとする場合に適用する。ただし、管理者が最低制限価格を設定する必要がないと認めた場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、次の各号により算定するものとする。

(1) 予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。以下同じ。）の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満切り捨て）とする。ただし、その額が、予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に100分の92を乗じて得た額を最低制限価格とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。なお、算定項目に含まれる費目は、別表第1に掲げるものとする。

ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

(2) 前号の規定にかかわらず、最低制限価格の算定が困難な場合は、予定価格に100分の92から100分の75までの範囲内で適正と認める割合を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

(入札者への周知)

第4条 契約担当者は、最低制限価格を設定するときは、入札の公告又は入札説明書に、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 最低制限価格を設定していること。

(2) 最低制限価格を下回る入札をした場合は失格となること。

(3) その他必要と認める事項

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月15日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年4月15日から施行する。

別表第1（第3条第1号関係）

算定項目	費 目
直接工事費の額	直接工事費、直接製作費、機器費、設計技術費、処分費等
共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費等
現場管理費の額	現場管理費、工場管理費、据付間接費、技術者間接費等
一般管理費の額	一般管理費等